

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 5 条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

1 借入内容

- (1) 件 名 小・養護学校授業配信等用ノートパソコン及び事務室デスクトップパソコン等
賃貸借
- (2) 納入場所 明石市立明石小学校他 28 校及び教育委員会
- (3) 借入概要 コンピュータ及びプリンター一式
上記製品の賃貸借及び保守
- (4) 借入期間
 - ① 納入期限 令和 7 年 8 月 31 日
上記期限までに賃貸借物件を使用可能な状態に調整を完了すること
 - ② 賃貸借期間 令和 7 年 9 月 1 日～令和 12 年 8 月 31 日
 - ・ 地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約として、5 年の賃貸借契約とする。
 - ・ なお、翌年度以降において当市の予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合は、この契約を解除する。

2 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当する者）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス部門）に事務用品又はサービス又は情報機器・家電で登録されている者
- (2) 以下の①から④のいずれかに該当する者
 - ① 明石市内の本店で登録をしている者（市内業者）
 - ② 明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）
 - ③ 兵庫県内又は大阪府内の本店で登録しているもの
 - ④ 兵庫県内又は大阪府内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者
- (3) 2015 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの間に国内において、国・地方公共団体又はそれに準ずる機関（公社・公団・事業団等）の発注に係るパーソナルコンピュータ又はタブレット端末の賃貸借を元請として継続して 12 ヶ月以上行った実績を有する者
- (4) 兵庫県内に保守業者の事業拠点（保守業者に委託する場合等を含む）を有し、かつ、故障等の障害発生時に迅速に対応できる体制を整えている者
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (6) 明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 3 条の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続き開始の決定若しくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (8) 明石市の指名停止期間でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名

停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

- (9) 公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
- (10) 開札日の前日において、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、落札者となった場合には契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (11) 導入・保守を行う者が、一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの使用を認定されていること。または ISMS 認定済み事業者として登録されていること。
- (12) 仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解したうえで入札に参加できる者。

3 入札参加申込み

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を角 2 封筒等の A4 サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名ラベル（指定様式）を貼り付けること。

- ① 制限付一般競争入札参加申請書（指定様式）
- ② 入札書（指定様式）
- ③ 業務費内訳書表紙（指定様式）※内訳書は任意の様式で可
- ④ 業務実績調書（契約書等の写しの添付を要する）
- ⑤ 賃借を予定する物品の機器構成等一覧（※様式は任意）及びその仕様が確認できるカタログ等
- ⑥ 導入・保守を行う者のプライバシーマーク又は ISMS 認証の使用が認可されている内容が分かる認定証等（写）（両方認定されている場合はどちらか任意）

- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず下記により書留等の配達した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

- ① 令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 1 時に、市のホームページに仕様書等に関する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。
- ② 教育委員会あかし教育研修センターへの郵便物の必着期限は、令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時とします。以降到着のものは受理しません。また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。
- ③ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより教育委員会あかし教育研修センターへ制限付一般競争入札参加確認書（指定様式）を送付してください。

Fax (078-918-5817)

教育委員会あかし教育研修センター 制限付一般競争入札担当 宛

4 仕様書のダウンロード

- (1) 期間
令和 7 年 5 月 30 日（金）からダウンロード可能

- (2) 方法
上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、明石市教育委員会あかし教育研修センターにてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5814）の上、CD-R 等の記録媒体（USB メモリは不可）を持参してください。

5 仕様書等についての質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内に教育委員会あかし教育研修センターへ質問書（指定様式）を FAX (078-918-5817) により提出してください。
令和 7 年 5 月 30 日（金）から令和 7 年 6 月 2 日（月）午後 5 時まで
- (2) 質問に対する回答
令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 1 時からホームページにおいて公表します。

6 開札日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年6月10日(火) 午前10時00分(予定) ※状況により前後します。
- (2) 場 所 明石市役所北庁舎5階 ICT研修室

7 入札保証金 免除

8 契約保証金 年度毎に年間執行予定貸借料総額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条第1項の各号に該当する場合は免除する。

9 入札金額の取扱い

入札金額は、月額(税抜き)を記載してください。

10 支払条件 前金払 無 部分払 有(毎月完了払 合計60回以内)

11 予定価格(税抜) 月額 1,074,800円

12 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ(入札コーナー)において閲覧することができる。

13 入札に関する条件

- (1) 入札書が所定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

14 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名ラベルを貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅配便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名ラベルの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (10) 制限付一般競争入札参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (11) 入札書の金額を訂正したもの
- (12) 予定価格を超える金額で入札書を提出したもの
- (13) 業務費内訳書の合計金額と入札書の金額が合致しないもの

15 入札結果及び契約について

- (1) 入札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できれば、落札決定を行います。
- (3) 入札結果は、令和7年6月11日(水)に市のホームページにて掲載する予定です。
- (4) **長期継続契約**

本質貸借契約は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約を行おうとするものです。ただし、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、本質貸借契約における予算が削除された場合又は年間予定質貸借料総額未満に減額された場合は、本質貸借契約を解除します。

1 6 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第 5 条第 1 項の規定により、契約期間内の総額が200万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第 2 第 8 項第 1 0 号アの規定により、指名停止措置（3 か月）を行います。

1 7 その他

- （1） 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、この業務に入札参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認したうえで申し込むこと。
- （2） 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成 22 年条例第 4 号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- （3） この入札に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認したうえで申し込んでください。
- （4） 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- （5） 入札後の審査において失格となった場合は、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となります。
- （6） その他入札及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。